

東京圏の大学生のみなさんへ 聖籠町へ就職・移住する大学生 を応援します！

対象者

(①～③に該当する方)

- ①東京圏に在住している
今年度卒業見込みの大学生
- ②新潟県内の企業に就職予定
- ③聖籠町に移住予定

※同趣旨の補助金の同一経費の
併用は不可。片道ずつでの併用は可。



補助対象経費

内定した企業の6月1日以降の就職活動（採用面接又は試験等）にかかる往復交通費の1/2以内（1回限り）

※移住する際に掛かる経費の支援を令和7年度に予定しています。（詳細未定）

支給額

上限10,000円

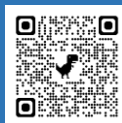
申請受付

令和6年10月1日～令和7年2月14日

【お問合せ先】

聖籠町役場 総合政策課政策係

☎ 0254-27-2111 E-mail: sousei@town.seiro.niigata.jp



地方就職学生支援事業のご案内

I. 支援対象者

(1) 移住等に関する要件

- ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。
- ・勤務地が新潟県内に所在すること。
- ・卒業後に上記内定企業に就職し、聖籠町に移住する意思を有している。

(2) 就業等に関する要件

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - ・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
 - ・就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - ・週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - ・聖籠町から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。
-

II. 支給額

上限１０,０００円

卒業年度の６月１日以降の採用面接等にかかる東京までの往復交通費の１／２以内の金額
※ただし、面接等を実施した新潟県内企業から交通費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じる。また、国、都道府県、市町村、その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

III. 申請受付

１０月１日～翌年度２月１４日に総合政策課まで窓口またはメール等で申請ください。

IV. 申請に必要な書類等

- ・交付申請書（様式第１号） ・内定証明書（様式第２号） ・写真付き身分証明書の写し
- ・誓約事項及び同意事項（様式第１号の２） ・在学証明書 ・交通費の領収書
- ・移住元が確認できる資料 等